

丹後の感染症情報をお届けするメール通信

┌───┴───┐  
| 感 | 染 | 症 | 情 | 報 | @ | 丹 | 後 |  
└───┬───┘

第7号 (2018年7月5日発行)

\*\*\*\*\*

こんにちは☺ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当です。

梅雨に入り晴れ間の少ない季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

このメール通信は、医療関係者の方に知っていただきたい感染症に関する情報をピックアップしてお届けいたします。不定期の発行ですが、できる限りタイムリーな情報をお知らせできるよう努めてまいります。

是非、日常の感染症診療にお役立てください。

\*\*\*\*\*

<主な内容>

- 管内における全数報告の感染症発生状況 (H30.1~H30.6)
- 感染症法に基づく医師による届出について (急性弛緩性麻痺 百日咳)
- 麻しんに関する情報提供
- ダニ媒介感染症にご注意ください

---

管内における全数報告の感染症発生状況 (H30.1~H30.6)

---

【1類感染症】

報告なし

【2類感染症】

結核が4件報告されました

肺結核	1件
肺外結核	1件
潜在性結核感染症	2件

【3類感染症】

報告なし

【4類感染症】

レジオネラ症が3件報告されました

【5類感染症】

百日咳が6件報告されました

---

## 感染症法に基づく医師による届出について（急性弛緩性麻痺 百日咳）

---

### 1 急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）

感染症法施行規則の改正に伴い、平成 30 年 5 月 1 日から急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）が五類感染症に追加されました。医師が急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）を発症した 15 歳未満の患者を診断したときは、7 日以内に患者の年齢、性別等を都道府県知事に届け出る必要があります。

今回の改正の趣旨は、「国内でポリオの発生がないことを確保すること」であり、急性弛緩性麻痺疑いの症例が発生した場合は、ポリオとの鑑別のため行政検査を行います。まずは保健所に御連絡いただくとともに、検体採取につきましても御協力をお願いします。

<急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き>

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

### 2 百日咳

百日咳は五類感染症（全数把握対象疾患）であり、患者を診断した医師は診断後 7 日以内に患者の性別や年齢等について都道府県知事に届け出る必要があります。

今般、国立感染症研究所において「百日咳 感染症法に基づく医師届出ガイドライン（初版）」が公表されました。このガイドラインはあくまで感染症発生動向調査に係る届出のガイドラインであり、百日咳の診断を規定するものではありません。

本ガイドラインによれば、届出基準の 1 つである「単一血清で抗体価の高値」とは、抗 PT-IgG 抗体の場合 100EU/mL 以上とされています。抗百日咳菌 IgM・IgA 抗体の場合、現時点では民間検査会社の検査方法に従った検査により陽性結果であれば届出対象となります。

以上に御留意いただき、患者発生時は保健所に届出をお願いします。

<百日咳 感染症法に基づく医師届出ガイドライン（初版）>

[https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis/pertussis\\_guideline\\_180425.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis/pertussis_guideline_180425.pdf)

---

## 麻しんに関する情報提供

---

今年 3 月に沖縄県で台湾人観光客が麻しんであることが判明し、以降沖縄県内で多数の麻しん患者が報告されました。今回の事案における沖縄県での麻しん確定例は 99 例で、最終患者発生日から 4 週が経過した 6 月 11 日付けで「麻しん（はしか）」流行の終息宣言がなされています。麻しん確定例 99 例のうち、20～30 代の患者が半数を占め、ワクチン接種歴「不明」または「未接種」の者が多く見受けられました。また、修飾麻しんが 3 分の 1 を占めていました。

さらに、沖縄県での麻疹流行時期に旅行で訪れた方が麻疹を発症し、受診した医療機関で感染拡大が確認される等他県での二次感染も確認されました。

麻疹に関する特定感染症予防指針においては、「医療関係者や児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある」とされており、未罹患かつ麻疹の予防接種を2回接種できていない場合は、予防接種を十分検討する必要があります。

5月頃には検査試薬の不足により民間検査会社での麻疹抗体検査が中止されているという情報がありましたが、順次再開されている模様です。平時から十分な抗体を保有できているか確認し、予防接種について検討しておくことが大切です。

なお、「①麻疹に特徴的な発疹②発熱③咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状」の3つすべてを満たす麻疹疑い患者が発生した場合、麻疹（臨床診断例）として直ちに届出を行い、確定診断のための行政検査を行う必要があります。疑い患者発生時は検体採取ならびに患者調査について御協力をお願いします。

<沖縄県における「麻疹（はしか）」流行の終息宣言 記者会見配布資料>

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/kekkaku/press/documents/haihusiryoyou2.pdf>

<麻疹について 厚生労働省ホームページ>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoyou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

---

ダニ媒介感染症にご注意ください

---

ダニ媒介感染症とは、病原体を保有するダニに咬まれることによって起こる感染症です。ツツガムシ病、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、日本紅斑熱等様々な種類があります。特に春から秋にかけてはマダニの活動が盛んになり、草むらや藪等でマダニに咬まれる危険性が高まります。

平成29年度は丹後保健所にSFTSについて3例、日本紅斑熱について1例の行政検査依頼があり、SFTS1例が陽性の結果でした。

ダニ媒介感染症の中には、SFTSや日本紅斑熱のように民間の検査会社で検査ができないものがあり、保健所に検査依頼をいただく場合があります。ツツガムシ病は、民間の検査会社でも検査可能です。ダニ媒介感染症を疑う患者を診察し、保健所へ検査を依頼する場合は、ツツガムシ病との鑑別診断をお願いします。その他、麻疹、風しん等の発疹疾患の検査を実施していれば、その検査結果、また発症2週間前のダニ生息地での行動や咬み口の有無等について情報提供をお願いします。

<ダニ媒介感染症>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

---

★編集・発行★ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当  
〒627-0011 京都府京丹後市峰山町丹波 855  
電話：0772-62-4312 F A X：0772-62-4368

---

<バックナンバー>

<http://www.pref.kyoto.jp/tango/ho-tango/1175221499277.html>